

日常生活用具一覧

種目		基準額	耐用年数	対象者	性能等
介護 ・訓練 支援 用具	特殊寝台	154,000	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	19,600	5年	下肢又は体幹機能障害1級	褥(じょく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
	エアーパッド	80,000	5年	下肢又は体幹機能障害1級の常時介護を要する又は難病患者等で寝たきり状態にある者	エアマット(空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの)又は除圧マット(ウレタンフォーム等の特殊素材により体圧分散を行うもの)で褥瘡を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器	67,000	5年	下肢又は体幹機能障害1級	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	82,400	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	15,000	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
	移動用リフト	159,000	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が身体障がい者を移動させるのにあたって、容易

					に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練椅子（児のみ）	33,100	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として3歳以上の者）	原則として付属のテーブルをつけるものとする
	訓練用ベッド（児のみ）	159,200	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの
	入浴補助用具	90,000	8年	下肢又は体幹機能障害（入浴に介助を必要とする者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
自立生活支援用具	便器 (手すり付5,400)	4,450 (手すり付5,400)	8年	体幹機能障害2級以上	障がい者が容易に使用し得るもの。（手すりを付けることができる。）ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
	頭部保護帽	12,160	3年	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者、又は知的障がい者でてんかん発作等により頻繁に転倒する者	転倒時の衝撃から頭部を保護できるもの。転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具で、スポンジや革を主材料にして作成されたもの。
	T字状・棒状のつえ	3,300	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で杖1本の使用によ	歩行時に身体を支え、安定させられるもの。

			り歩行機能が補完される者	
歩行支援用具→移動・移乗支援用具 (名称変更)	60,000	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分にふまえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊便器	151,200	8年	上肢障害2級以上又は知的障がい者で必要と認められた者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
火災警報機	15,500	8年	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者	室内の火災又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火器	28,700	8年	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。
電磁調理器	41,000	6年	視覚障がい者又は知的障がい者で必要と認められた者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの

	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	視覚障がい者又は知的障がい者で必要と認められた者	
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10年	聴覚障がい者で必要と認められた者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上	透析液を加湿し、一定に温度を保つもの
	ネブライザー(吸入器)	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの
	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる者 (ネブライザーの機能を兼ね備えたものにあたってはネブライザーの部分を含め最大56,400円とする。)	障がい者が容易に使用し得るもの
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	在宅酸素療法を行う者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	46,000	5年	呼吸器機能又は心臓機能障害3級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる	障害者が容易に使用し得るもの

			者	
盲人用体温計（音声式）	9,000	5年	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
盲人用体重計	18,000	5年	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
発電機	100,000	10年	身体障害者手帳の交付を受けた障害者であって、人工呼吸器、吸引器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を必要とする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者	ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機であって、定格出力が850VA以上であるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
ポータブル電源（蓄電池等）	62,000	5年	身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、人工呼吸器、吸引器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を必要とする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者	蓄電機能を有する正弦波交流出力のポータブル電源であって、定格出力が300W以上あるもので、障害者等又は介助者が容易に使用又は運搬できるもの
カーインバーター	30,000	5年	身体障害者手帳の交付を受けた障害者等	自動車用バッテリー等の直流電流（D C）を正弦波交流

				であって、人工呼吸器、吸引器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を必要とする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者	電量（A C）に変換する装置であって、定格出力が300W以上あるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
情報 ・意思 疎通 支援 用具	携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声言語機能障害であって発音・発語に著しい障害を有する者（ただし人工喉頭と重複しての給付は行わない）	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	100,000	6年	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上で当該用具を接続し、配置できる本体（パーソナルコンピュータ）を所有している者	障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト 視覚障がい者：画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等 上肢機能障がい者：インテリキー、ジョイスティック
	点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚障害2級以上又は聴覚障害2級以上であって必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	10,400	7年	視覚障がい者（ただし点字タイプライターと重複しての給付は行わない）	点字を打つための用具（点筆含む）で視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	携帯	7,200	5年		点字を打つための用具（点筆

	型				含む)で視覚障がい者が容易に使用し得るもの(携帯型)
点字タイプライター		63,100	5年	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学が見込まれる者。ただし点字器と重複しての給付は行わない)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	85,000	6年	視覚障害2級以上(ただし再生専用機と重複しての給付は行わない)	録音再生機については、音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつD A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	再生専用機	35,000		視覚障害2級以上(ただし録音再生機と重複しての給付は行わない)	再生専用機については、音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつD A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用活字文書読み上げ装置		99,800	6年	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの

	視覚障害者用拡大 読書器		198,000	8年	視覚障がい者であつて本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたい印刷物の上に置くことで、簡単に拡大された文字等の画像をモニターに映し出せるもの
	盲人用時計		10,300	10年	視覚障害 2 級以上 (ただし重複給付は行わないものとする。また、音声式は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
			13,300			
	聴覚障害者用通信 装置		71,000	5年	聴覚障がい者又は发声・発語に著しい障害を有する者であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能機器であり、障がい者が容易に使用できるもの
	聴覚障害者用情報 受信装置		88,900	6年	聴覚障がい者であつて、本装置によるテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの視覚障がい者用並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時向け緊急信号を受信するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの
人工喉頭	笛式	5,000	4年	喉頭摘出者		喉頭を摘出したことにより、

		電動式	70,100	4年	<p>音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笛式は気管孔から呼気で笛（ゴム弁）を震わせ、その音を口内に導いて共鳴させ会話する装置</li> <li>・電動式は電気的に作られた振動音を喉に当てて空気の振動として伝えて会話する装置</li> </ul>	
	点字図書		—	—	視覚障がい者	点字によって作成された図書
排泄管理支援用具	ストマ装具	畜便袋	8,600 (月額)	—	腹部に人工肛門を造設した者	ストマ用具（皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のため使用する各種用品）であって、障がい者が容易に使用し得るもの
		蓄尿袋	11,300 (月額)		腹部に人工膀胱を造設した者	
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品）		24,000 (月額)	—	<p>3歳以上の者で、次のいずれかに該当する者。ただしストマ用具との重複給付は行わない。</p> <p>ア 治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストマの変形により用装具を装着するこ</p>	ストマ用装具に代えて支給するもの

				<p>きない者</p> <p>イ 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿障害又は高度の排便機能障害を有する者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者</p> <p>ウ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で必要性が認められた者</p>	
	収尿器	<p>(男性用) 7,700</p> <p>(女性用) 8,500</p>	1年	<p>高度の排尿機能障がい者</p>	<p>採尿器と畜便器で構成され、尿を溜めておく用具</p>
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	—	<p>第18条の規定による 1住宅1回のみ</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修をともなうもの</p>

注

1 発電機、ポータブル電源（蓄電池等）又はカーラインバーターの給付は、いずれか1種目とする。